

平成24年度における国及び独立行政法人等の環境配慮契約の締結

1. 電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の実施状況

1-1. 環境配慮契約の実施実績

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
電力の契約締結件数	4,165件	1,395件	5,560件	6,185件
うち、環境配慮契約の件数	1,154件	254件	1,408件	2,007件
環境配慮契約の割合	27.7%	18.2%	25.3%	32.4%
入札における予定使用電力量の合計（百万kWh）	1,271	1,819	3,090	4,395
総使用電力量合計（百万kWh）	2,618	7,263	9,881	9,833
総使用電力量合計に対する割合	48.6%	25.0%	31.3%	44.7%

- 注1) 契約件数は平成24年度中に契約が締結されたもの。複数年契約の場合は平成24年度が初年度の場合に該当する。
 注2) 総件数には電力供給可能事業者が1者しかない地域の契約等も含まれる。
 注3) 総使用電力量合計には、契約していない場合（賃貸ビルに入居等）、環境配慮契約でない場合も含まれる。
 注4) 「入札における予定使用電力量の合計」は実際の消費電力量ではないため、総使用電力量合計とは異なるが、大まかな目安の数値として示している。

1-2. 電力の使用状況（環境配慮契約実施状況別）

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
総使用電力量合計（百万kWh）【再掲】	2,618	7,263	9,881	9,833
うち、入札は不可能であった施設	1,386	4,195	5,582	4,742
総使用電力量合計に対する割合	52.9%	57.8%	56.5%	48.2%
うち、入札は可能であったが実施しなかった施設	144	893	1,037	1,101
総使用電力量合計に対する割合	5.5%	12.3%	10.5%	11.2%

- 注1) 以下の事由のいずれかに該当する場合に「入札は不可能であった」とした。
 ア) 50kW未満の契約である
 イ) 賃貸ビル等に入居しており、電力会社とは直接契約をしていない
 ウ) 電力供給会社が3者に満たない
 エ) 長期契約期間中（2年目以降）である
 オ) 不落随意契約

注2) 総使用電力量合計は全施設の合計であり、環境配慮契約である場合も含まれる。

1-3. 入札は可能であったが実施しなかった主な理由

- ・特別な契約（学校・研究等用施設、農事用電力、他）のほうが安価
- ・原発停止の影響により裾切りの配点基準の設定が困難で、通常の入札を行ったため
- ・入札参加事業者が減少（供給不足等を含む）しているため
- ・入札（裾切り）を実施するか否かの判断が遅れたため
- ・東日本大震災の影響で電力調達の見通しが不透明であったため
- ・電気料金の値上げに伴う通常入札の実施

2．自動車の購入等に係る契約における環境配慮契約の実施状況

2-1．調達台数に基づく環境配慮契約の割合

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
自動車の購入台数	1,043台	502台	1,545台	1,848台
うち、総合評価落札方式によるもの	860台	352台	1,212台	1,558台
総合評価落札方式による調達割合	82.5%	70.1%	78.4%	84.3%
自動車の賃貸借台数	278台	363台	641台	831台
うち、総合評価落札方式によるもの	191台	169台	360台	173台
総合評価落札方式による調達割合	68.7%	46.6%	56.2%	20.8%

注3) 国家公安委員会(警察庁)が調達した警察活動用車両(2,700台)は除外している。

注4) 賃貸借台数には短期間のレンタル(いわゆるレンタカーの利用)は除外した。

2-2．環境配慮契約を実施しなかった主な理由

- ・仕様等に該当する車種が限定された
- ・予定価格が少額であったため随意契約とした
- ・賃貸借期間が短く、燃費の影響が小さい
- ・ハイブリッド車に限定した調達だった
- ・再リースだと安価であるため

2-3．総合評価落札方式の詳細

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
総合評価落札方式による入札件数	640件	421件	1,061件	1,511件
うち、最低価格の車以外が落札された件数	24件	39件	63件	98件
最低価格以外の車が落札された割合	3.8%	9.3%	5.9%	6.5%

注5) 詳細が判明しているのみ。

3．船舶の調達に係る契約における環境配慮契約の実施状況

3-1．環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施状況

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
概略設計又は基本設計に関する業務の発注件数	1件	1件	2件	5件
うち、環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	0件	1件	1件	0件

3-2．小型船舶の調達(エンジンのみの調達を含む)実績

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
調達件数総数	25件	10件	35件	160件
うち、「環境配慮契約」を実施した件数	19件	2件	21件	9件
「環境配慮契約」を実施した割合	76.0%	20.0%	60.0%	5.6%

注6) 燃料を必要としない船舶(手漕ぎボート等)は対象としない。

注7) エンジンに求める要件に燃料消費率等の基準を定めた場合が環境配慮契約である。

3-3．環境配慮契約を実施しなかった主な理由

- ・用途の範囲内で温室効果ガス等の排出の削減に最大限配慮した仕様策定を行っている為
- ・水産用型式等認定基準合格機種に該当する推進機関を機種選定したため
- ・想定された原動機は種類がそれほど多くなく、また、性能差もあまりなかったため

注8) 「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」を除く。

4. 省エネルギー改修事業の実施状況

4-1. フィージビリティ・スタディの実施件数

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
フィージビリティ・スタディの実施件数	0件	9件	9件	0件
うち、ESCO事業導入可能性ありと判断された件数	0件	6件	6件	0件
ESCO事業の導入可能性ありと判断された割合	-	66.7%	66.7%	-

4-2. ESCO事業の実施件数

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
ESCO事業の実施件数	0件	5件	5件	1件

4-3. 平成19年度以降の累計実績

	国の機関	独立行政法人等	計
平成19年度以降のESCO事業の契約件数（累計）	1件	22件	23件
平成19年度以降のFS実施件数（累計）	3件	21件	24件
FSの実施件数のうち、債務負担年限が10年より長ければESCO事業実施の可能性があった件数	1件	0件	1件
平成19年度以降の省エネ改修事業の契約件数（累計）	233件	2,393件	2,626件

ESCO事業には当たらないが、省エネ機器・設備の更新等の事業

4-4. 平成19年度以降の累計実績がない場合、その理由（複数回答）

	国の機関	独立行政法人等	計
ア) ESCO事業の効果が期待できるほどの大規模施設がない	17件	97件	114件
イ) ESCO事業の効果が期待できるほどの古い施設がない	9件	41件	50件
ウ) 環境配慮契約法基本方針で「ESCO事業を可能な限り幅広く導入する」とされていることが認知されていない	1件	9件	10件
エ) 施設の長期供用計画を検討する段階でESCO事業導入を断念した	1件	9件	10件
オ) フィージビリティ・スタディの実施に係る手続きがわからない	2件	8件	10件
カ) 機関内に、施設の設備・エネルギー管理に係る体制がない	3件	10件	13件
キ) その他	10件	24件	34件

「キ) その他」の主な理由

以前より計画していた立替計画が本格的に始動したため
 ESCO事業を検討できる体制ができなかったため
 独自に省エネルギーに関する改修事業等に取り組んでいるため
 外壁塗装及び太陽光発電への改装について施工業者に相談したが、大きな効果が期待できないとの回答があったため
 動植物検疫施設については、施設の性格上一般的な建物の構造ではなく専門性及び知見を活用した設計が要求されるため

5. 建築その他に係る契約における環境配慮契約の実施状況

5-1. 環境配慮型プロポーザル方式の実施件数

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	84件	199件	283件	220件
うち、環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	25件	111件	136件	142件
環境配慮型プロポーザル方式を実施した割合	29.8%	55.8%	48.1%	64.5%
大規模な改修工事における環境配慮型プロポーザル方式実施件数	2件	223件	225件	137件

5-2. 環境配慮型プロポーザル方式を実施しなかった主な理由

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
ア) 極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業	0件	4件	4件	7件
イ) 設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業	32件	46件	78件	23件
ウ) 宿舍等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業	5件	6件	11件	14件
エ) 特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業	0件	0件	0件	0件
オ) その他	21件	104件	125件	64件

オ) の主な事情

温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんどないと判断
早急に受注者を決定する必要があるため
少額随契

5-3. 提案の設計図書への反映状況

	国の機関	独立行政法人等	計	昨年度実績
既に施工を開始している件数	2件	196件	198件	120件
うち、提案を設計図書に反映した件数	2件	154件	156件	107件
提案を設計図書に反映した割合	100.0%	78.6%	78.8%	89.2%

6. その他

6-1. 環境配慮契約法の対象である契約類型以外の環境配慮契約の例

- ・契約全般として、車両を使用する役務契約の仕様において、東京都の排ガス規制の準拠した車両を使用するとともに、環境に配慮した車両等を使う旨を記載している。
- ・総合評価競争入札案件、企画競争入札案件において、環境マネジメントシステム（EMS）の取得状況について、審査基準項目を設けて加点対象としている。

6-2. 要望、意見等

- ・他省庁において実際に取り組んだ、又は取組可能な省エネ改修事業等の具体例について、今後の参考とするため、情報提供をお願いしたい。

6-3. 環境配慮契約のメリットに関する認識

- ・官公庁が環境配慮契約を積極的に締結していくことで、供給する側（業者側）も需要に応じた製品、技術等を開発していくようになるため、そうした製品、技術等の進歩を促すメリットがある。
- ・自動車の購入については、燃費を考慮した調達を行うことになるので、環境配慮だけ

でなく、調達後、燃料費の節減につながる。